

第 8 章 計画の推進のために

1. 計画の推進方策
2. 計画の進行管理

1. 計画の推進方策

(1) 庁内部署との連携

本計画で取り組む各種施策については、関係部署と幅広く連携し、計画的かつ総合的に実施することで、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 苦情処理・相談体制

介護サービスに対する利用者や介護者からの苦情や相談を適切に対応することで、サービスの質の向上が図られるよう努めます。

(3) 介護サービス事業所への指導・監査

地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所等への実地指導を定期的を実施することで、よりよいケアの実現が図られるよう努めます。また、年に1回、集団指導を実施し制度管理の適正化を図ります。

(4) 計画の周知

ホームページに掲載するほか、各字に配布するなど町民が閲覧しやすい環境づくりに努めます。また、各字における集会等にあわせて出前講座などを開催し、町民に対し計画の周知や介護保険制度への理解を深めるための取組を推進します。

(5) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用

高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組のほか、新たな予防・健康づくりに資する取組を推進するため、保険者機能強化推進交付金等を地域支援事業等で活用します。

2. 計画の進行管理

計画を着実に推進するために、所管課等において計画に基づく各種施策の実施状況の把握や評価点検等を毎年度実施し、施策の円滑な実施に努めます。

また、評価点検等を行った結果については、町の広報誌等を活用し公表します。